

こ保運第1452号
令和5年12月28日

各保育・教育施設設置者様
施設長・園長様

横浜市こども青少年局
保育・教育運営課担当課長

「教育・保育施設等における事故の報告等について」における意識不明事案の取扱いについて

日頃より、横浜市の保育・教育行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。
特定教育・保育施設等において重大事故が発生した際には、施設等から各区へ事故報告書を提出いただいております。

このたび、こども家庭庁から、「報告の対象となる重大事故の範囲」における意識不明の定義について、通知がありました。通知内容は以下のとおりです。詳細については、国通知をご確認ください。

1 国への報告の対象となる重大事故の範囲

(1) 変更前

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器をつける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

(2) 変更後

- ・ 死亡事故
- ・ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

※本市へ事故報告書の提出を要するケースについては、これまでと変更ありません。

- | |
|--|
| <p>①死亡事故 ②重傷事故（治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病及び意識不明）
③置き去り・行方不明 ④個人情報の紛失や流出、不審者の侵入があった・盗難
⑤異物混入（給食に異物が混入した場合）
⑥①②に該当しないが、こども青少年局・区役所・保育所のいずれかが報告を必要と判断した事故
※「重傷事故を除く消費者事故（被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれがある場合）」についても報告してください。</p> |
|--|

2 事故報告書について

令和6年1月1日付けで国への報告様式が変更になりますが、各施設から本市へご報告いただく事故報告書の様式は令和6年3月までは現行の様式から変更しない予定です。令和6年4月以降、国への報告様式に準じた様式に変更予定です。変更の際は改めてご連絡いたします。

担当 保育・教育運営課 運営・指導係
村田、田崎、木幡
電話 045-671-3564